

令和4年8月1日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

定期性預金共通規定および定期積金規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、令和4年9月1日より定期性預金共通規定および定期積金規定を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 主な改定内容

流動性預金共通規定の「取引の制限等」条項を定期性預金共通規定および定期積金規定へ追加いたします。

2. 新旧対照表は、以下のとおりです

(1) 定期性預金共通規定

(下線部分を変更・追加)

改定後	改定前
<p>4. <u>(取引の制限等)</u></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内</u></p>	<p>追加</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>5. (届出事項の変更、証書の再発行等) (省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>7. (印鑑照合) (省略)</p> <p>8. (盗難証書・通帳による払戻し等) (省略)</p> <p>9. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略)</p> <p>12. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>13. (規定の変更) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">追加</p> <p>4. (届出事項の変更、証書の再発行等) (省略)</p> <p>5. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>6. (印鑑照合) (省略)</p> <p>7. (盗難証書・通帳による払戻し等) (省略)</p> <p>8. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>9. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)</p> <p>10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略)</p> <p>11. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>12. (規定の変更) (省略)</p>

(2) 定期積金規定

(下線部分を変更・追加)

改 定 後	改 定 前
<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、積金契約者に対し、各種確認や資料の提出</u></p>	<p style="text-align: center;">追加</p>

改定後	改定前
<p><u>等を求めることがあります。この場合において、積金契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している積金契約者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>10. (解約)</u> (省略)</p> <p><u>11. (届出事項の変更、証書の再発行等)</u> (省略)</p> <p><u>12. (成年後見人等の届出)</u> (省略)</p> <p><u>13. (印鑑照合)</u> (省略)</p> <p><u>14. (盗難証書・通帳による払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>15. (譲渡、質入れの禁止)</u></p>	<p>追加</p> <p><u>9. (解約)</u> (省略)</p> <p><u>10. (届出事項の変更、証書の再発行等)</u> (省略)</p> <p><u>11. (成年後見人等の届出)</u> (省略)</p> <p><u>12. (印鑑照合)</u> (省略)</p> <p><u>13. (盗難証書・通帳による払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>14. (譲渡、質入れの禁止)</u></p>

改定後	改定前
<p>(省略)</p> <p><u>16.</u> (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>15.</u> (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p>
<p>(省略)</p> <p><u>17.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>16.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p>
<p>(省略)</p> <p><u>18.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>17.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>
<p>(省略)</p> <p><u>19.</u> (規定の変更)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>18.</u> (規定の変更)</p>

以上